

## 茨木市中心市街地活性化協議会 構成員

役職	団体名・役職名		委員氏名	根拠法令
会長	一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	会長	山野 寿	法第15条第1項第1号イ (都市機能の増進)
副会長	茨木商工会議所	専務理事	木村 正文	法第15条第1項第2号イ (経済活力の向上)
副会長	茨木市	都市整備部長	鎌谷 博人	法第15条第4項第3号 (市町村)
委員	立命館大学 政策科学部	教授	服部 利幸	法第15条第8項 (学識経験者)
委員	追手門学院大学 地域創造学部	教授	山本 博史	法第15条第8項 (学識経験者)
委員	茨木市商業団体連合会	会長	山田 久敬	法第15条第4項 第1号、第2号(事業者)
委員	株式会社ガンバ大阪 顧客創造部 ホームタウン推進課	課長	奥出 章寛	法第15条第4項 第1号、第2号(事業者)

## 茨木市中心市街地活性化協議会 専門部会構成員

団 体 名 等	根 拠 法 令
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	法第15条第1項第1号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	法第15条第1項第2号イ (経済活力の向上)
茨木市 関係部局	法第15条第4項第3号 (市町村)
立命館大学  追手門学院大学	法第15条第8項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	法第15条第4項 第1号、第2号(商業者)
株式会社ガンバ大阪	法第15条第4項第1号 (事業者)
◎必要に応じて出席を依頼	
■商店街 関係者	
■交通事業者	
■建築・不動産事業者	
■情報系事業者	
■イベント系事業者	
■地域金融機関	
■学校関係者	
■市民等	
■関係行政庁	